

## 【参考資料】主な業務における標準的な応募要件(案)

※ この表は、あくまでも標準的な業務内容を想定した要件案を示したものであり、実際の応募要件は、個々の業務の内容等に応じて定められますので、各発注機関が公表する「手続開始の公示」等によりご確認下さい。

主な業務類型		標準的な応募要件(概要)			H19契約実績 (8整備局計)		
		企業実績(同種・類似業務)(注1)	管理技術者の資格(注2)	管理技術者の実績 (注1)	業務実施体制 (営業拠点等)	件数	金額 (億円)
発注者支援	積算技術業務 (注3)	・土木工事に関する積算技術業務	・技術士(総合技術監理部門又は建設部門) ・1級土木施工管理技士 ・土木学会上級・1級技術者 ・RCCM	・企業実績と同じ(含.発注者としての経験)	地方整備局管内	153	142
	品質検査業務 (注4)	・土木工事に関する品質検査業務 ・土木工事に関する工事管理業務	・発注者支援技術者(整備局毎に設定) ・公共工事の発注者として技術的行政経験を25年以上有する者	・企業実績と同じ(含.発注者としての経験) ・公共工事の監理技術者		161	147
	工事管理業務 (注5)	・土木工事に関する品質検査業務 ・土木工事に関する工事管理業務				171	85
	技術審査業務 (注6)	・土木工事に関する技術審査業務 ・公共工事に関するCM業務又はPFI事業における技術アドバイザー業務	・技術士(総合技術監理部門又は建設部門) ・土木学会上級・1級技術者 ・発注者支援技術者(整備局毎に設定) ・公共工事の発注者として技術的行政経験を25年以上有する者			128	51
公物管理補助	河川巡視支援業務	・河川巡視支援業務 ・河川の堤防又は河川管理施設の調査業務	・技術士(総合技術監理部門又は建設部門) ・1級土木施工管理技士 ・RCCM	・企業実績と同じ(含.発注者としての経験)	都道府県内	114	36
	河川許認可審査支援業務	・河川許認可審査支援業務 ・河川台帳作成・検討業務	・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 ・河川又は道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者		地方整備局管内	33	5
	ダム・排水機場管理支援業務	(ダム管理の例) ・洪水調節機能を有するダムのダム管理支援業務 ・ダムの洪水調節操作に関する運用検討業務			都道府県内	69	33

主な業務類型		標準的な応募要件(概要)			H19契約実績 (8整備局計)		
		企業実績(同種・類似業務)(注1)	管理技術者の資格(注2)	管理技術者の実績 (注1)	業務実施体制 (営業拠点等)	件数	金額 (億円)
公物管理補助	道路巡回業務 (注7)	・道路巡回業務 ・道路施設点検業務(注8)	・技術士(総合技術監理部門又は建設部門) ・1級土木施工管理技士 ・RCCM ・道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者	・企業実績と同じ(含.発注者としての経験)	都道府県内	79	59
	道路許認可審査業務、適正化指導業務	・道路管理上、地方整備局事務所職員が取り組む複雑な技術業務(注9)のいずれかの補助業務 ・道路の不正使用・不法占用、各種占用申請、特殊車両申請に係る調査業務	・河川又は道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者		地方整備局管内	124	57
用地事務補助	用地補償総合技術業務(注10)	・公共事業に必要な土地等の取得・使用又はこれに伴う損失の補償等の業務のうち7部門(注11)のいずれかの部門に係る補償業務	・7部門(注12)すべてに登録された補償業務管理士であって、公共用地取得に関する補償業務について7年以上の実務経験かつ5年以上の指導監督的実務経験を有する者		地方整備局管内  他に、業務規模により、左の要件を満たす技術者数を求める。	83	31

- (注1)平成10年度以降(用地事務補助については平成15年度以降)に、各欄に掲げるいずれかの実績を1件以上。なお、平成19年度完了見込み業務も対象となります。  
また、地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局開発建設部、都道府県、政令市又は特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する法人)が発注した業務が実績の対象となります。
- (注2)各欄に掲げる資格のいずれかを有する者、なお、用地事務補助については担当技術者をいう。
- (注3)積算に必要な現地調査、工事発注図面・数量総括表・数量計算書の作成、積算資料の作成、積算データ入力等
- (注4)材料確認・段階確認等による設計図書との照合等
- (注5)指示・地元調整等に必要資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成等
- (注6)工事発注資料の作成、競争参加者から提出された技術資料等の分析・整理、ヒアリング記録作成等
- (注7)落下物及び道路損傷、道路施設の異常等の発見、不法占用の確認
- (注8)道路法面、橋梁、トンネル等の道路施設の点検
- (注9)道路の不正使用・不法占用の指導取締り、各種占用申請の審査・指導、境界確認申請審査・現地立ち会い、特殊車両申請の審査・指導取締り
- (注10)補償金算定書の損失補償基準等との適合性の照合、権利者毎の公共用地交渉方針の策定、公共用地交渉の実施等
- (注11)「補償コンサルタント登録規程」(昭和59年9月21日付け建設省告示第1341号)別表に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門及び補償関連部門の7部門を指す。
- (注12)(社)日本補償コンサルタント協会が実施している補償業務管理士資格制度の登録部門である土地調査部門、土地評価部門、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門及び補償関連部門の7部門を指す。